

議案第 5 8 号

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩
倉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

個人利用	柔道場、 剣道場、 卓球室及 びアク ティヴ ルーム	一 般	1人1回	100	100	100	100	100	100		
			回数券1冊（11枚綴り）	1,000							
		中 学 生 以 下	1人1回	50	50	50	50	50	50		
			回数券1冊（11枚綴り）	500							
	トレーニング室		1人1回	210							
			回数券1冊（11枚綴り）	2,100							
シャワー1回			50								

を

個人利用	柔道場、 剣道場、 卓球室及 びアク ティヴ ルーム	一般	1人1回	100	100	100	100	100	100	
			回数券1冊（11枚綴り）	1,000						
		中学以下	1人1回	50	50	50	50	50	50	
			回数券1冊（11枚綴り）	500						
	トレーニング室	1人1回	210							
		回数券1冊（11枚綴り）	2,100							
シャワー		1回	50							

に改め、同表備考2ただし書及び備考3ただし書中「条例第12条」を「第12条」に、「団体」を「利用者」に改め、同表中備考4を備考6とし、備考3の次に備考4及び備考5として次のように加える。

4 利用者が市内に住所を有しない者である場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。ただし、第12条の規定により使用料を減免された利用者については、この限りでない。

5 総合体育館のシャワーについては、備考2から備考4までの規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用を許可するものについて適用し、施行日前に利用を許可したものについては、なお従前の例による。